府　令

○内閣府令第四十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年八月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第一項第七号中「地域産業資源活用事業計画」の下に「及び地域産業資源活用支援事業計画」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省・経済産業省令第五号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十日

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条第六号中「第十九号」を「第二十一号」に改める。

第十六条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附　則

この省令は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項並びにじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第三項及び第四十四条の二の規定に基づき、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第一条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号中「において」の下に「、砂型を造型し」を加える。

別表第三第十一号中「のうち」の下に「、砂型を造型し」を加える。

（じん肺法施行規則の一部改正）

第二条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「において」の下に「、砂型を造型し」を加える。

様式第八号（裏面）別表中

150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鎖ばり等を削り取る場所における作業（コード070に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

を

150	砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鎖ばり等を削り取る場所における作業（コード070に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付され、又は提出されている第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告は、同条の規定による改正後のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなす。

3　この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号による申請書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

○経済産業省令第五十九号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第二十二号を第二十四号とし、第十九号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「第十九号」を「第二十一号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「第十八号」を「第二十号」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八　機構法第十五条第一項第十九号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項

第一条の二第十六号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同号を第十七号とし、同条第十五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を第十六号とし、同条第十四号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同号を第十五号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同号を第十四号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を第十三号とし、同条第十一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を第十二号とし、同条第十号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を第十一号とし、同条第九号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九　機構法第十五条第一項第十号に規定する中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条に規定する業務に関する事項